

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル 合意書

JA 静岡厚生連静岡厚生病院の院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルの運用について下記の通り合意した。このプロトコル運用は患者の利益を最優先とし、保険薬局薬剤師が患者に十分な説明を行い、患者の同意を得て行うものとする。

記

1.院外処方箋における疑義照会の運用について

JA 静岡厚生連静岡厚生病院の院外処方箋における疑義照会を、原則として下記の場合に簡素化する。

- 1) 週1回・月1回・隔日投与製剤等の日数適正化
- 2) 包装単位に合わせたインスリン針の袋数調整
- 3) 内服薬の剤型変更
- 4) 同一成分名の銘柄変更調剤方法における変更
- 5) 経腸栄養剤等の味・フレーバーの変更および追加
- 6) 調剤方法における変更（一包化、半錠化、粉碎して調剤）
- 7) 外用薬の適用部位コメントの追記
- 8) 添付文書に基づく軽微な用法変更
- 9) 抗菌薬併用がない耐性乳酸菌製剤処方

※詳細は「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を参照すること。

2.開始時期

2024年1月9日より開始する。

3.運用の修正および中止

当該プロトコル運用に問題が生じた場合や患者に不利益が生じた場合には、JA 静岡厚生連静岡厚生病院 薬局長の判断のもと、運用の修正および中止を行う。

日付 年 月 日
JA 静岡厚生連静岡厚生病院 薬剤科 薬局長 今澤太学 印

日付 年 月 日

保険薬局名
管理薬剤師氏名 印